

全教互施設利用補助券

互

県内 [施設に提出 (宿泊料を精算する際、補助金を差し引いて支払)]

県外 [施設から証明をうけて互助会へ提出 (補助金は、口座へ後日送金)]

利用施設名																																																			
利用期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	泊数																																								
補助対象利用者	所属所名			組合員証番号			利用者氏名 <small>※補助対象利用者のみ記入してください。</small>			コード番号																																									
										性別	続柄																																								
利用人員数計	延べ(人数×泊数)			人	請求合計金額			円																																											
<p>上記のとおり利用の申込みをします。</p> <p>一般財団法人 岩手県教職員互助会長 様</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所属所名 利用代表者 氏名 ㊟</p>																																																			
<p>上記のとおり当施設を利用したことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 所在地</p> <p>施設名</p> <p>代表者氏名 ㊟</p>																																																			
<p>(注) 1 この利用券は、全教互指定施設を利用するときに使用してください。(全教互指定施設は、「福祉のしおり」又はホームページで確認してください。)</p> <p>2 補助利用対象者は、会員及び4歳以上の被扶養者です。</p> <p>3 利用当日、補助券をフロントに提出してください。 (全教互・県内施設は、精算時に補助金を差し引いて支払いします。全教互・県外施設は、利用券に証明をもらい、宿泊料金を支払ったのち、会員が互助会に請求してください。補助金は、後日、個人口座に送金されます。)</p> <p>4 性別、続柄は、コード番号に従って記入してください。</p> <p>5 補助対象者ではない方が補助券に記載されていた場合は、利用代表者へ返金通知を送ることがあります。</p> <p>6 任意継続会員は、所属所名の記入は不要です。</p>										<table border="1"> <tr> <td>コード番号</td> <td>性別</td> <td>男 1</td> <td>女 2</td> </tr> <tr> <td>続柄</td> <td>本人</td> <td>… 00</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫・妻</td> <td>… 01・02</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>父・母</td> <td>… 31・41</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>養父・養母</td> <td>… 32・42</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>義父・義母</td> <td>… 33・43</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>長男・長女</td> <td>… 11・21</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>二男・二女</td> <td>… 12・22</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>三男・三女</td> <td>… 13・23</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他は「福祉のしおり」参照</td> </tr> </table>		コード番号	性別	男 1	女 2	続柄	本人	… 00			夫・妻	… 01・02			父・母	… 31・41			養父・養母	… 32・42			義父・義母	… 33・43			長男・長女	… 11・21			二男・二女	… 12・22			三男・三女	… 13・23		その他は「福祉のしおり」参照			
コード番号	性別	男 1	女 2																																																
続柄	本人	… 00																																																	
	夫・妻	… 01・02																																																	
	父・母	… 31・41																																																	
	養父・養母	… 32・42																																																	
	義父・義母	… 33・43																																																	
	長男・長女	… 11・21																																																	
	二男・二女	… 12・22																																																	
	三男・三女	… 13・23																																																	
その他は「福祉のしおり」参照																																																			